

# 質問回答書

令和 2 年 6 月 9 日

業務名：会津若松市庁舎整備設計業務

質疑 No.	該当箇所	質問事項	回答
1	募集要項 (p2)	可能でしたら、審査員をご教示ください。	選考委員会の委員名は受託候補者選定後に公表します。
2	募集要項 (p14)	提出するパワーポイントは、表紙を除き10枚以内の認識でよろしいでしょうか。	表題等を記載した1ページ目を含めて、10枚以内となります。なお、1ページ目の雛形に記載の注意事項は削除して作成してください。
3	基本計画 (p50)	各庁舎の現状の自転車駐輪台数ならびに自動二輪駐車台数と、本計画想定されている自転車、自動二輪駐車台数をそれぞれご教示ください。	駐輪場の規模は、バイクを含め本庁舎敷地、謹教小学校跡地、栄町第一庁舎で340台を想定しています。(本庁舎旧館保存活用計画及び庁舎整備行動計画 P3-4,10,17、庁舎整備基本計画 P25)
4	その他	ヒアリング時、審査委員に配布される資料に関してご教示ください。(提案書、パワーポイントを印刷したもの等)	各委員には取組体制説明書(様式8)、技術提案書(様式9-1、9-2)、パワーポイントを印刷した書類を配布し、審査後に回収します。
5	その他	本庁舎旧館の保存にあたり、市指定文化財または歴史的景観指定建造物の登録などの想定はございますでしょうか？	本庁舎旧館は会津若松市「歴史的景観登録建造物」ですが、「歴史的景観指定建造物」には指定されていません。現時点では、登録有形文化財等への登録を想定していません。

## 質 問 回 答 書

令和 2 年 6 月 9 日

業務名：会津若松市庁舎整備設計業務

質疑 No.	該当箇所	質問事項	回答
6	用地実測図	用地実測図の283の土地は今回計画には含めないという認識でよろしいでしょうか？将来取得予定などの想定がございましたらご教示ください。	東栄町283の土地も庁舎用地として設計業務の対象地に含みます。(別図1 案内図) 現時点では、その他の隣接用地を取得する予定はありません。
7	基本計画 (p50)	公用車のうち屋根付きの駐車を想定されている台数をご教示ください。	本庁舎敷地内の公用車用に、最低4台分を想定しています。(本庁舎旧館保存活用計画及び庁舎整備行動計画 P3-17)
8	本庁舎旧館参考平面図等 (建築時)	当初設計図、施工図、竣工図など内部意匠がわかる図面があれば、いただけますでしょうか？	内部意匠が表現されている設計図を貸与します。(要項 I.8(3)(4)による)
9	本庁舎旧館参考平面図等 (建築時)	旧館の保存活用の想定にあたり、参照できる当初資料がどの程度現存しているかご教示ください。使用材料の承諾書類、起工原議、契約書、議会議事録はございますか。	本庁舎旧館の保存活用の参照となる資料としては、建築時の意匠図・構造図が現存しています。
10	その他	旧館建設にあたり市民の寄付や寄贈があったか把握されていたら、ご教示いただけますでしょうか。	寄付や寄贈の記録は残っていません。

## 質 問 回 答 書

令和 2 年 6 月 9 日

業務名：会津若松市庁舎整備設計業務

質疑 No.	該当箇所	質問事項	回答
11	会津若松市庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理 P.9	公用車の設置の考え方(計画敷地内・外)及び車庫の設置の有無についてご指示ください。	本庁舎敷地内の最低4台分の車庫(質疑No.7)を含め、本庁舎敷地と謹教小学校跡地で20台を想定しています。 (庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理 P9)
12	会津若松市庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理 P.17	第二庁舎は「市民活動の拠点等として活用」との記載がありますが、具体的な用途イメージがあればお教えてください。	具体的な用途は定まっていますが、鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想 P8(資料11)における栄町第一庁舎の用途例を参考にしてください。
13	要項P.7 Ⅲ.2.(2)	窓口担当とはどのような業務を担当し、資格等は必要でしょうか。また、JV代表企業に所属していれば、配置予定技術者以外の者でもよろしいでしょうか。	窓口担当者は連絡調整等の業務を担当し、資格等は不要です。JV代表企業に所属していれば、主任担当技術者の方でも構いません。
14	要項P.11 V.1	様式8、9-1、9-2は、3種クリップ留めしたものを10部用意するか、または3種それぞれを10部用意するか、どちらがよろしいでしょうか。	特にクリップやホチキス留めに関する指定はありません。
15	要項P.11 V.3.(1)	印刷物の提出に関しまして、要項の別紙2において角2封筒が指定されていますが、A3サイズの提出書類は2つ折りにしてもよろしいでしょうか。もしくは、封筒のサイズをA3が入る大きさに変更してもよろしいでしょうか。	封筒のサイズは角2封筒とし、提出書類は必要に応じて2つ折りにしてください。

## 質 問 回 答 書

令和 2 年 6 月 9 日

業務名：会津若松市庁舎整備設計業務

質疑 No.	該当箇所	質問事項	回答
16	要項P.13 V.4.(3).ウ	文章を補完するために、写真、イラスト、スケッチ、イメージ図は使用できます(着色、彩色可)とありますが、取り扱いの基準としては、H30年4月2日付け大臣官房官庁営繕部発「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」に準拠するものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
17	要項P.13 V.4.(6).ア	説明用スライド1ページ目は、10枚のうちに含まれるでしょうか。	No.2の回答のとおりです。
18	基本計画 (P9)	基本計画では、現議場は、改修後も継続して議場として使用するイメージとなっておりますが、新たに新庁舎側に計画することは可能でしょうか。ご教示願います。	継続利用する前提の提案としてください。なお、基本設計段階で、構造や機能配置などの点から別に設けることが合理的な場合には、新庁舎側での配置の可能性もあります。
19	募集要項 (P13)	募集要項では、敷地北側からの車両侵入は不可となっておりますが、庁舎整備行動計画では、車寄せを設けるなどの記載があります。車寄せとしての敷地北側からの車両進入可能でしょうか。ご教示願います。	募集要項に示すとおり、北側からの車両の出入りは行わないこととします。なお、車寄せの配置については、敷地内の導線計画によります。
20	募集要項 (P12)	テーマ(エ)旧館保存の手法について、「保存の実績と・・・」との記載がありますが、具体的な建物名称等の記載は可能でしょうか？その場合、設計事務所が特定される表現となりますが、如何でしょうか？	提案者が特定できる建物名称等の記載は行わないでください。 (募集要項 P13)

## 質 問 回 答 書

令和 2 年 6 月 9 日

業務名：会津若松市庁舎整備設計業務

質疑 No.	該当箇所	質問事項	回答
21	募集要項 (P13)	質疑No. 19での回答が「不可」の場合、隣接する駐車場(将来購入部分含む)への北側からの車両進入は可能でしょうか。御教示願います。	東栄町283の土地も含め、北側からの車両の出入りは行わないこととします。
22	募集要項 (P13)	敷地内の駐輪場の台数は、何台確保のお考えでしょうか。ご教示願います。	No.3の回答のとおりです。
23	募集要項 (P13)	旧館の構造躯体の耐震性について、調査報告書等がございましたら、御教示願います。	貸与資料のア「平成10年度本庁舎耐震診断及び耐震補強基本計画策定業務委託報告書(旧館・概要版)」を確認してください。
24	募集要項 (P13)	旧館について、外壁の(保存を前提とした)調査報告書、又は改修時の図面・記録等があれば、御教示願います。	本庁舎旧館の保存部分の外壁は、平成7～30年度にかけてモルタル浮き等の改修工事を実施しています。関係書類については設計着手後に提示します。
25	募集要項 (P13)	旧館の外壁について、仕上げ材(石・タイル等)の健全性の調査報告書等御座いましたら、御教示願います。 (剥離又は落下等の危険性について)	No.24の回答のとおりです。

## 質 問 回 答 書

令和 2 年 6 月 9 日

業務名：会津若松市庁舎整備設計業務

質疑 No.	該当箇所	質問事項	回答
26	募集要項 V.4.(1)	商号又は名称欄にはJVの名称を記載すると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
27	募集要項 V.4.(3)ア. (エ)	保存の実績とありますが、具体的な建物名称及び図面、写真を明示してもよろしいでしょうか。	No.20の回答のとおりです。 なお、図面や写真についても提案者が特定できないよう配慮してください。
28	募集要項 V.4.(3)カ	敷地北側からの車両の進入は行わないこととありますが、退出も行わないものと考えてよろしいでしょうか。	No.19、No.21の回答のとおりです。
29	募集要項 V.4.(6)ア及 びオ(ア)	1枚目のスライドにアニメーションによる図版及び文字の動きが伴う構成とした場合、そのスライドは1枚として考えてよろしいでしょうか。	図版及び文字が最後まで1枚のスライドに重ならずに表示される場合は1枚とします。
30	募集要項 VI.2.(2)	「プレゼンテーション用ビデオ」を用いた各選考委員の視聴により行います。とありますが、図版や文字の大きさを考慮したいので、各選考委員が一堂に会して大型スクリーンを視聴の上で審査を行うか、ご教示願います。	指定の文字サイズで作成してください。 (要項V.4.(6)) 審査は大型スクリーン上の視聴、オンラインによる個別視聴の両方を想定しています。

## 質 問 回 答 書

令和 2 年 6 月 9 日

業務名：会津若松市庁舎整備設計業務

質疑 No.	該当箇所	質問事項	回答
31	二次審査貸与資料	本庁舎旧館の現状の基礎は、杭基礎は無く、全て直接基礎と考えてよろしいでしょうか。	No.23の回答のとおりです。
32	募集要項別図1	東栄町283[令和2年度購入予定地]とありますが、当該敷地を含めた提案としてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
33	募集要項別図1	敷地内の上下水道、ガス、電力、通信等供給状況をご教示願います。	本庁舎敷地に上下水道、ガス、電力、通信は供給済みです。各供給図は設計着手後に提示します。
34	募集要項別図1	敷地内に井戸が設置されていれば、設置状況をご教示願います。	現在は使用していませんが、東栄町281地内の北側に1本あります。 (地番は資料14参照)
35	V2次審査書類(技術提案書、JV協定書等)の提出 1.2次審査字音提出書類及び提出部数	各書式において提出様式が複数枚数にわたる場合は、様式毎に左上一か所ホッチキス止めとし、各様式を通してホッチキス止めは不要と考えてよろしいでしょうか。郵送提出を角2封筒との指定がありますが、A3提出物はゼット折をすると考えて宜しいでしょうか。(ホッチキス止めでなくクリップ止めだと厚さがかさばり、角2封筒の厚さが足りない可能性が高いのですが、ホッチキス止めで宜しいでしょうか)	No.14、No.15の回答のとおりです。

# 質問回答書

令和 2 年 6 月 9 日

業務名：会津若松市庁舎整備設計業務

質疑 No.	該当箇所	質問事項	回答
36	その他	旧館解体時の旧館職員等の仮設庁舎は今回提案に含まないと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
37	その他	第一庁舎は現状と同じく、建設部のみが配置されるとの考えで宜しいでしょうか。また第一庁舎の一部に、財務部がありますがこれは新庁舎に移転でよろしいでしょうか。	栄町第一庁舎に配置される部署は、今後、設計のなかで検討することとなります。

以上